

『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』

編綴沖繩県令達一覽

青 嶋 敏 編

2020年3月

緒 言

これまで繰り返し述べてきたように、明治 12 年（1879 年）に沖縄県が設置されてから昭和 20 年（1945 年）に至るまでの期間に沖縄県が公布ないし発令した令達・令規（具体的には、行政命令としての布達、達、県令、告示、諭達・諭示・諭告、訓令、内訓、庁達等、および議会立法としての条例。以下「令達」と総称する。）に関する公式の記録簿冊の多くは、沖縄戦の戦火の中で焼失したり散逸したりしたため今日ではほとんど残存していない。そこで編者は、2005 年度から、戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下「令達集」という。）の研究に着手し、令達集に収録された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値について検討を加えてきた。これまでに整理・検討を終えた令達集を列挙すれば、以下の 10 件（丸括弧内は関連する論文等の掲載誌と刊行年）である。

- ①『沖縄県令達類纂〔初版〕』（『社会科学論集』44 号、2006 年）
- ②『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（『社会科学論集』45 号、2007 年）
- ③『沖縄県町村諸規程』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57 輯、2008 年）
- ④『沖縄県警察法規類典 全』（『社会科学論集』46 号、2008 年）
- ⑤『沖縄県会計法規』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』59 輯、2010 年）
- ⑥『沖縄県町村自治之栞 全』（『社会科学論集』48 号、2010 年）
- ⑦『糖業関係例規』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』60 輯、2011 年）
- ⑧『沖縄県青年学校法令集 全』（『社会科学論集』49 号、2011 年）
- ⑨『学事規定全書』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』61 輯、2012 年）
- ⑩『沖縄県物産検査関係例規』（『社会科学論集』50 号、2012 年）

編者は、その後 2013 年度から、こうした研究の延長上で、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料（以下「残存令達資料」という。）に検討対象を広げ、そこに掲載または編綴された沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値についての検討を行ってきた。これまでに整理・検討をおえた残存令達資料は、以下の通りである（丸括弧内は同様に関連する論文の掲載誌と刊行年である。）。）。。

- ①『琉球新報』紙上の「本県公文」欄に掲載された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』63輯、2014年）
- ②国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』（公文別録）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』65輯、2016年）
- ③那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』（横内家文書）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』66輯、2017年）
- ④『沖縄県庁よりの諸令達』（竹富町字波照間公民館旧蔵）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』67輯、2018年）
- ⑤『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』68輯、2019年）

上記の残存令達資料のうち⑤については、論文掲載誌の紙幅の制限があるため、同資料に編綴されている沖縄県令達を整理した一覧表を別冊資料集『明治十六年本県諸達書及令達等綴』編綴沖縄県令達一覧（2019年3月）として発行した。

本資料集は、戦前期沖縄県の残存令達資料の整理・検討作業の一環として、上記⑤に関する別冊資料集の発行に引き続き、『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』（以下「本資料」という。）に編綴されている明治22年および明治23年の沖縄県令達101件を整理し一覧表に示したものである。

本資料の内容や資料的価値については、『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』69輯（2020年3月発行）掲載の別稿「『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』とそこに編綴された沖縄県令達について」において検討をしたので、本資料集と併せて参照願いたい。

2020年3月

編 者 青 嶋 敏

凡 例

- 一、本資料集は、『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』と題する編綴文書（以下「本資料」という。）に編綴されている明治 22 年および明治 23 年の沖縄県令達 101 件を一覧表に整理したものである。
- 二、本資料の原本は竹富町字波照間公民館所蔵とされている（琉球政府立沖縄史料編集所編『沖縄関係文献目録 1972 年 1 月 31 日』〔沖縄史料編集所、1972 年〕45 頁参照）が、編者は原本を未見である。本資料集の作成に当たっては、沖縄県教育庁文化財課史料編集班（以下「史料編集班」という。）所蔵の複製資料（以下「史料編集班複製資料」という。）を底本とした。
- 三、【表 1】について
 1. 【表 1】には、史料編集班複製資料に編綴されている沖縄県令達をその編綴順に一覧表示した。
 2. 【表 1】には、「符号」、「整理番号」、「索引番号」、「令達の制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の名称または件名」、「令達の制定者または発令者」、「編綴箇所」および「備考」の各欄を設けた。
 3. 【表 1】中「符号」（諸達 B）および「整理番号」（1～101）は、作表の便宜や後日の引用の便宜のために、編者が付したものである。なお、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料の中には、本資料とは年次が異なるが、同一の資料名を含む『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』と題する資料が存在する（同資料については既に「諸達 A」という符号を付して別冊資料集を発行した。）ので、同資料と本資料とを区別するために、本資料の符号については便宜的に「諸達 B」とすることにした。
 4. 【表 1】中「索引番号」欄には、史料編集班複製資料の冒頭 3～8 枚目に編綴された「目録」中の「索引番号」欄に記載されている各令達の索引番号を表示した。なお、「目録」中の「索引番号」欄では、索引番号「八十八」は欠落している。
 5. 【表 1】中「制定または発令年月日」欄には、史料編集班複製資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日を表示した。なお、明治 22～23 年当時の沖縄県令達の公布方法に関しては、明治 19 年県令甲第 24 号「公布式」（この令達のテキスト自体はその残存が確認されていないが、明治 19 年 10 月 25 日付『官報』第 997 号 246 頁掲載の「官庁事項」欄中の記事「県令公布式及施行期限」によって、その実質的内容を確認することができる。）が、「沖縄県県令ハ役所役場番所蔵元ノ掲示場ニ掲出スルヲ以テ公布式トス」（同『官報』同頁）る旨定めていた。従って、史料編集班複製資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。
 6. 【表 1】中「令達の名称または件名」欄には、原則として、史料編集班複製資料の冒頭 3～8 枚目に編綴された「目録」中の「事件摘要」欄に記載されている各令達の件名を、当該令達の制定文または本文の内容と照合して所要の訂正・補充をしたうえで、表示した。ただし、諸達 B24 については、当該「目録」に記載されておらず、他方で

明治 39 年刊『沖縄県令達類纂〔初版〕』に掲載されている（A811）ので、後者の名称を採用して《 》内に表示した。

7. 【表 1】中「令達の制定者または発令者」欄には、当該令達書の記載内容に基づき、令達の制定者または発令者についての情報を表示した。ただし、令達書に制定者または発令者が記載されていない「学務課報告」、「衛生課報告」および「農商課報告」については、空欄とした。

8. 【表 1】中「編綴箇所」欄について。史料編集班複製資料は、本資料（原資料）の各丁を B5 判用紙の片面に見開きで写真撮影し複写したもの 150 枚を製本したものである。そこで、【表 1】中「編綴箇所」欄には、史料編集班複製資料に編綴された 101 件の沖縄県令達の編綴箇所を明らかにするために、各令達が 150 枚の複写用紙の何枚目の左右どちら（または何枚目のどこから何枚目のどこまで）に編綴されているかを表示した。たとえば、「10 左」とは 10 枚目左側を意味し、「58 左～59 右」とは 58 枚目左側～59 枚目右側を意味する。

9. 【表 1】中「備考」欄には、必要に応じて「注記」「宛所」「別添」「関連」「改正」「廃止」「取消」「重複」「欄外」の区分を設けた。

「注記」には、二箇条以上に及ぶ令達の条数、令達書の一部欠落や添付資料の欠落の状況、令達書中の文字の誤表記と「正誤」によるその訂正状況、行方不明者に関する「告示」における「人相」、「着衣」または「着服」の記載の存在等について表示した。

「宛所」には、「達甲」中に記載されている令達の宛所を表示した。

「別添」には、当該令達に添付されている別紙、雛形、書式、別冊、別表、他県の令達等の資料に関する情報を表示した。

「関連」には、当該令達中で言及されている沖縄県令達および国の法令に関する情報を表示した。

「改正」には、当該令達によって一部改正された令達に関する情報を表示した。

「廃止」には、当該令達によって廃止された令達に関する情報を表示した。

「取消」には、当該令達によって取消された令達に関する情報を表示した。

「重複」には、当該令達が戦前期沖縄県の令達集や他の残存令達資料等にも掲載または編綴されているものについて、その情報を表示した。

「欄外」には、当該令達書の左上に当該令達に関する事務を所管する部課を示す漢字一文字（当該部課の名称の頭字）が印刷されているものについて、その漢字を表示した。

四、【表 2】について

【表 2】には、【表 1】に掲載した令達の一部について、令達書の誤記および訂正の状況、令達書への索引番号の書き込みの状況等に関する補足説明を付した。

五、【表 3】について

【表 3】には、史料編集班複製資料に編綴されている沖縄県令達の所管部課別件数を、その令達類型別に表示した。

六、【表4】について

【表4】には、明治22年に制定・発令された沖縄県令達のうち、史料編集班複製資料に編綴された令達以外でその残存が現時点で確認できるものを、その令達類型・令達番号順に表示した。その件数は合計19件であり、その令達類型別の内訳は、告示1件（14号）、達甲6件（6号、7号、18号、19号、22号、28号）、達乙1件（89号）、達丙4件（16号、17号、22号、23号）、達丁1件（20号）、達巳2件（14号、18号）、訓令3件（1号、2号、7号）、訓示1件（1号）である。なお、【表4】中の「整理番号」（1～19）は、作表の便宜上編者が付したものである。また、【表4】中の「令達の符号・整理番号（名称または件名）または出典」欄には、【表4】に掲載した沖縄県令達の出典（令達・令規集掲載の令達につき編者が付した符号・整理番号や残存令達資料の名称等）を表示した。

『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』

編綴沖縄県令達一覽

【表1】『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』編綴沖縄県令達一覧（編綴順）

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	1	1	明治22/01/11	県令甲	1号	明治十九年甲第廿一号演芸取締規則改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	10左	改正：明治19年布達甲第21号「演芸取締規則」第3条の改正。重複：官110(演芸取締規則中改正)。欄外：警。
諸達B	2	2	明治22/01/11	県令甲	2号	明治十八年十二月甲第七十四号獣肉販売取締規則中削り挿入ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	11左	改正：明治18年12月布達甲第74号「屠獣並獣肉販売取締規則」第11条の改正。重複：官111(屠獣並獣肉販売取締規則中挿入)。欄外：警。
諸達B	3	3	明治22/01/11	県令甲	3号	明治十九年四月甲第卅五号達租税領収心得細則中租税取扱アル更正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	12左	改正：明治19年4月布達甲第35号「租税領収心得誤納還付及更正心得並二書式」および明治19年5月達乙第42号「租税領収心得細則」の一部改正。重複：官112(租税領収心得誤納還付及更正心得則[ママ]書式租税領収心得細[ママ]中更正)。欄外：収。
諸達B	4	4	明治22/01/12	県令甲	4号	明治廿一年十二月甲第五十二号獣骨取締規則中追加スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	13左	改正：明治21年12月5日県令甲第52号「獣骨取締規則」(A501、B529、官103)第8条の改正。重複：官113(獣骨取締規則中追加)。欄外：警。
諸達B	5	5	明治22/01/16	県令甲	5号	今般内務省衛生局ニ於テ医籍刊行可致ニ付医術開業免状番号ヲ記シ届出ルヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	14左	重複：官114(開業医現住所等届出方)。欄外：衛。
諸達B	6	6	明治22/01/16	県令甲	6号	明治十九年十月甲第廿一号宮古八重山役所長特任条件中ニ删除スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	15左	改正：明治19年10月県令甲第21号「宮古八重山両島役所長特任条件」の一部改正。重複：官115(役所長特任条件中删除)。欄外：庶。
諸達B	7	7	明治22/01/22	県令甲	7号	飲料水営業取締規則相定候付免許ヲ得タル者願出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	16左、17左～18右	別添：別紙「飲料水取締規則」(全12箇条)。重複：A635(飲料水取締規則)、B653(同前)、D221(飲料水営業取締規則)、『令規全集』第14類34頁(同前)、官116(同前)。欄外：衛。
諸達B	8	8	明治22/02/05	県令甲	8号	今般県下名護八重山宮古久米島ニ裁判警察出張所ヲ置キ権限ヲ行ハシムノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	18左～19右	別添：「左ノ権限及ヒ管轄区画」。重複：官117(第一部裁判課及警察本部検察課出張所設置ノ件)。欄外：裁。
諸達B	9	9	明治22/02/07	県令甲	9号	従来各間切諸島瓦葺ノ家屋禁止ノ處爾後勝手ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	19左	重複：A141(間切島ニ於ケル瓦葺ノ家屋建築方解禁)、B10(間切島ニ於ケル瓦葺ノ家屋建築解禁)、『令規全集』第9類20頁(間切諸島ニ於ケル瓦葺ノ家屋建築解禁ノ件)、官118(瓦葺家屋建設ノ件)。欄外：庶。
諸達B	10	10	明治22/04/19	県令甲	22号	明治十二年十二月一日甲第廿号布達医院ノ名称ヲ改称ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	20左	関連：明治12年12月1日布達甲第20号「医局ヲ医院ニ改称」(A被120、官86)。重複：A595(医院ヲ沖縄県病院、医学講習所ヲ医生教習所ニ改称)、B616(医院並医学講習所改称)、官129(医院及医学講習所改称)。欄外：衛。
諸達B	11	11	明治22/04/19	県令甲	23号	明治廿一年九月甲第卅五号小学校生徒出席表中ニ誤ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	21左	改正：明治21年9月県令甲第35号「小学校生徒出席表規則」第1条第2項および第4条の正誤。重複：官130(小学校生徒出席表規則中正誤)。欄外：学。
諸達B	12	12	明治22/04/19	県令甲	24号	本県小学校授業料相定メ実施スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	22左	別添：「本県小学校授業料」。取消：明治19年県令甲第44号を取消。重複：那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」(入力順4863の19)、官131(小学校授業料)。欄外：学。

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	13	13	明治22/05/01	県令甲	25号	汽船風帆船発着届ノ義爾今雛形ニ依り分署駐在所二届出可ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	23左～26左	別添:汽船風帆船「発船届」・「着船届」の雛形。廃止:明治19年6月17日布達甲第45号を廃止。重複:A被86(汽船風帆船発着届ノ件)、官132(汽船風帆船発着届ノ件)。欄外:整。
諸達B	14	14	明治22/05/13	県令甲	26号	明治十九年十月甲第廿一号役所長委任條件中ニ删除スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	27左	改正:明治19年10月県令甲第21号「宮古八重山役所長委任条件」の一部改正。重複:官133(役所長委任条件删除)。欄外:庶。
諸達B	15	15	明治22/05/16	県令甲	28号	病院宮古出張所ハ廃止ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	28左	重複:官135(病院宮古出張所廃止)。欄外:衛。
諸達B	16	16	明治22/05/18	県令甲	29号	明治廿年八月甲第三十九号自今取消スノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	29左	取消:明治20年8月17日県令甲第39号「地方衛生会規則当分施行セサル件」(A被72、官40)を取消。重複:A被64(地方衛生会規則ノ件)、官136(二十年県令三九号取消)。欄外:衛。
諸達B	17	17	明治22/06/13	県令甲	30号	沖縄県尋常師範学校教科用図書表相定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	30左、31左～35左	別添:別紙「沖縄県尋常師範学校教科用並参考用図書」、「沖縄県尋常師範学校教科用並参考用図書配当表」。重複:官137(尋常師範学校教科用図書並参考用図書)。欄外:学。
諸達B	18	18	明治22/06/17	県令甲	31号	明治廿一年十一月甲第四十九号料理屋飲食店取締規則第十三条改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	36左	改正:明治21年11月県令甲第49号「料理屋飲食店取締規則」(官100)第13条の改正。重複:官138(料理屋飲食店取締規則中改正)。欄外:警。
諸達B	19	19	明治22/06/17	県令甲	32号	明治廿一年甲第四十八号芸妓取締規則第十条改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	37左	改正:明治21年11月22日県令甲第48号「芸妓取締規則」(A486、官99)第10条の改正。重複:官139(芸妓取締規則中改正)。欄外:警。
諸達B	20	20	明治22/06/22	県令甲	33号	明治廿年一月甲第四号伝染病二罹リ死没ノモノ改葬洗骨中ニ追加ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	38左	改正:明治20年1月29日県令甲第4号「伝染病二罹リ死没ノモノ改葬洗骨手続」(官6)第1項および第2項の改正。重複:官140(伝染病死亡者改葬洗骨手続中追加)。欄外:衛。
諸達B	21	21	明治22/07/08	県令甲	34号	明治十六年甲第廿七号布達ハ廃止ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	39左	廃止:明治16年6月24日布達甲第27号「三島牛馬売買出願ノ件」(岩村25、諸達A25、A被73、『日誌』翻刻版714頁〔要旨〕)を廃止。重複:A被65(牛馬売買ノ件廃止)、官141(明治十六年甲二七号布達廃止)。欄外:農。
諸達B	22	22	明治22/07/12	県令甲	35号	明治十九年十月甲第廿一号久米宮古八重山役所長委任條件中ニ删除スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	40左	改正:明治19年10月県令甲第21号「久米宮古八重山三島役所長委任条件」の一部改正。重複:官142(島役所長委任条件中削除)。欄外:庶。
諸達B	23	23	明治22/08/14	県令甲	36号	明治十九年勅令第十六号二基キ学校設置廃止規則改定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	41左～44右	注記:全5箇条。関連:明治19年4月10日勅令第16号「諸学校通則」第3条。改正:「学校設置廃止規則」の改正。重複:官143(学校設置廃止規則改定)。欄外:学。
諸達B	24	なし	明治22/08/20	県令甲	37号	《焼酎製造営業手続》	沖縄県知事丸岡莞爾	44左	重複:A811(焼酎製造営業手続)、官144(同前)。欄外:収。
諸達B	25	24	明治22/08/30	県令甲	38号	沖縄県尋常中学校教科用及ヒ参考用図書並ニ配当表相定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	45左～46左、50右、51左	別添:別紙「沖縄県尋常中学校教科用及参考用図書」、「沖縄県尋常中学校教科用及参考用図書配当表」。重複:官145(尋常中学校教科用図書並参考用図書及配当表)。欄外:学。

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	26	25	明治22/09/13	県令甲	39号	明治廿一年十一月甲第四十六号小学校設置区域表中ニ改正スル件	沖縄県知事丸岡莞爾	52左	改正:明治21年11月2日県令甲46号「尋常小学校区域位置中改正」の一部改正。重複:官146(小学校設置区域表中改正)。欄外:学。
諸達B	27	26	明治22/09/19	県令甲	40号	明治廿年七月甲第卅五号高等小学校設置区域定中ニ改正スル件	沖縄県知事丸岡莞爾	53左～54左	別添:別紙「各属島高等小学校設置区域校数位置」。改正:明治20年7月1日県令甲第35号「高等小学校設置区域及位置定」(官37[高等小学校設置区域及位置])の一部改正。重複:官147(高等小学校設置区域及位置定中改正)。欄外:学。
諸達B	28	27	明治22/09/19	県令甲	41号	明治廿年七月甲第卅六号尋常小学校設置区域定中属島之分ヲ改正スル件	沖縄県知事丸岡莞爾	55左～56左右	別添:別紙「各属島小学尋常簡易科及分校設置区域」。改正:明治20年7月県令甲第36号「尋常小学校設置区域及位置定」の一部改正。重複:官148(尋常小学校設置区域及位置定中改正)。欄外:学。
諸達B	29	28	明治22/10/03	県令甲	42号	本県高等尋常小学校普通体操法参考書相定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	57左	別添:「高等尋常小学校参考書ノ体操科」(ノは改訂、編者による。)。重複:A被188(高等小学校普通体操法参考書制定)、官149(小学校普通体操法参考書制定)。欄外:学。
諸達B	30	29	明治22/10/04	県令甲	44号	客年十一月甲第四十六号小学校設置区域中ニ改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	58左～59右	別添:左記「甲印」、「乙印」。改正:明治21年11月2日県令甲第46号「小学校設置区域位置定表」(官97[尋常小学校区域位置中改正])の一部改正。重複:官151(小学校設置区域位置定表中編入更正)。欄外:学。
諸達B	31	30	明治22/10/12	県令甲	45号	明治十八年四月甲第廿五号布達ハ廃止スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	59左	廃止:明治18年4月布達甲第25号(A被74[海外旅券])および明治19年3月布達甲第15号(A被75[県治上ニ妨害アル者処分ノ件])を廃止。重複:A廢66(明治十八年四月甲第二拾五号海外旅券及十九年三月甲第拾五号県治上ニ妨害アル者処分ノ件廃止)、官152(十八年甲二五号布達等廃止)。欄外:警。
諸達B	32	31	明治22/10/12	県令甲	46号	明治十八年甲第廿五号達ハ従前ノ通り心得ヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	60左	関連:明治18年4月布達甲第25号(A被74[海外旅券])、明治19年3月6日布達甲第17号(A776[有禄者無旅券渡海者ハ帰県迄金禄停止ノ件])。重複:A778(有禄士族無旅券海外渡航ハ従前ノ通り金禄下付停止ノ件)、官153(十八年甲二五号達[ママ]廃止ノ金禄停止ニ及ス件)。欄外:警。
諸達B	33	32	明治22/10/14	県令甲	47号	明治十六年甲第五十七号布達ハ廃止ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	61左	廃止:明治16年11月布達甲第57号(A被76[定限外造船ノ件])を廃止。重複:A廢67(定限外造船ノ件廃止)、官154(十六年甲五七号布達廃止)。欄外:農。
諸達B	34	33	明治22/10/14	県令甲	48号	自今定数船ノ外ハ柚山ヨリ伐木ヲ許サスノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	62左	重複:A303(定数船ノ外船舶新造及修繕ノ為メ柚山ヨリ伐木禁止)、官155(定数船ノ外新造修繕ニ附キ伐木禁止ノ件)。欄外:農。
諸達B	35	34	明治22/10/15	県令甲	49号	明治廿一年十一月二日甲第四十六号小学校設置区域定表中ヲ改ムノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	63左～64右	別添:左記「甲印」、「乙印」、「丙印」。改正:明治21年11月2日県令甲第46号「小学校設置区域位置表」(官97[尋常小学校区域位置中改正])の一部改正。重複:官156(小学校設置区域位置定表中編入改正)。欄外:学。
諸達B	36	35	明治22/10/22	県令甲	50号	明治五年正月第廿八号布告銃砲取締規則実施スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	64左	関連:明治5年正月29日太政官布告第28号「銃砲取締規則」。重複:官157(銃砲取締規則実施ノ件)。欄外:警。

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	37	36	明治22/10/22	県令甲	51号	銃砲製造及ヒ売買譲渡細則定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	65左～67左	注記:全10箇条。別添:「銃砲売買明細表書式」。重複:官158(銃砲製造及売買譲渡細則)。欄外:警。
諸達B	38	37	明治22/10/24	県令甲	52号	明治十六年五月甲第十七号布達娼妓貸座敷規則改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	68左	改正:明治16年5月15日布達甲第17号「娼妓貸座敷規則」(岩村14[芸娼妓貸座敷規則ヲ定ムルノ件])第8条改正、第9条追加。重複:官159(娼妓貸座敷規則改正追加)。欄外:警。
諸達B	39	38	明治22/10/30	県令甲	53号	本県第一部裁判課出張所ニ於テ為シタル軽罪ノ裁判ニ対スル控訴ハ明治十八年布告第二号第五條ノ趣旨ニ基キ之ヲ為ス可シノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	69左	関連:明治18年1月6日太政官布告第2号「軽罪ニ係ル控訴ノ規則ヲ定ム」第5条。重複:A被88(裁判課出張所ニ於テ為シタル経[ママ]罪裁判言渡取扱ノ件)。欄外:裁。
諸達B	40	39	明治22/11/01	県令甲	54号	客年十一月甲第四十六号小学校設置区域定中ニ改ムノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	70左	改正:明治21年11月2日県令甲第46号「小学校設置区域位置定」(官97[尋常小学校区域位置中改正])の一部改正。欄外:学。
諸達B	41	40	明治22/11/09	県令甲	55号	明治十九年三月甲第廿一号布達演芸取締規則改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	71左	改正:明治19年3月布達甲第21号「演芸取締規則」第1条改正。重複:官160(演芸取締規則中改正)。欄外:警。
諸達B	42	41	明治22/11/13	県令甲	56号	明治十九年十月県令甲第廿一号役所長委任條件中ヲ改正スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	72左	改正:明治19年10月県令甲第21号「宮古八重山役所長委任条件」の一部改正。欄外:庶。
諸達B	43	42	明治22/11/26	県令甲	57号	何人タリトモ格魯兒酸加溜謨ヲ売買授受スルトキハ所轄警察署分署ニ届出認可ヲ受クヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	73左～74右	別添:書式「格魯兒酸加溜謨売買(授受)届」。重複:A被172、官161(格魯兒酸加溜謨売買授受手続)。欄外:警。
諸達B	44	43	明治22/12/16	県令甲	58号	明治廿二年十月甲第五十一号銃砲製造及売買譲渡細則中第一条但書第八条削除ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	74左	改正:明治22年10月22日県令甲第51号「銃砲製造及売買譲渡細則」(諸達B37、官158)第1条但書と第8条の削除。重複:官162(銃砲製造及売買譲渡細則中削除線上)。欄外:警。
諸達B	45	44	明治22/01/08	告示	1号	大坂府下安治木津尻無ノ三川ニ於テ各船ヨリ徴収スル入津料之義改正施行候旨該府知事ヨリ通知アリタリノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	75左～76右	別添:左記[改正入津料]。欄外:農。
諸達B	46	45	明治22/01/17	告示	2号	愛媛県下風早郡安居島港修築費港銭取立候旨該県ヨリ通知アリノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	76左～77右	別添:左記[通港銭]。欄外:農。
諸達B	47	46	明治22/02/05	告示	3号	那覇船舶取締所ノ義ハ水上警察所ト換移セシムノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	77左	重複:A412(那覇船舶取締所移転ノ件)。欄外:警。
諸達B	48	47	明治22/02/05	告示	4号	大里間切与那原村ノ者行衛不分ニ付見聞モノ速ニ届出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	78左～79右	注記:「人相」「着衣」表示。欄外:農。
諸達B	49	48	明治22/02/12	告示	5号	昨廿一年五月第十八号共同物揚場設置ノ内追加スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	79左	改正:明治21年5月24日告示第18号「共同物揚場設置」(A226[那覇区内共同物揚場設置箇所]、B222[那覇区内共同物揚場設置])の一部改正。欄外:庶。
諸達B	50	49	明治22/02/13	告示	6号	本年一月広島県下江田島海軍兵学校生徒召募候ニ付志願ノ者ハ申出ヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	80左	欄外:庶。

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	51	50	明治22/02/21	告示	7号	那覇若狭町村ノモノ人力車営業鑑札紛失候者有之候ニ付見聞ノ者ハ届出ツヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	81左	別添:左記「人力車輓子営業免許鑑札」。欄外:警。
諸達B	52	51	明治22/02/22	告示	8号	首里真和志村ノモノ人力車鑑札自宅ニテ紛失候旨届出候ニ付見聞ノ者速ニ届出ツヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	82左	別添:左記「人力車輓子営業免許鑑札」、「車体検査証」。欄外:警。
諸達B	53	52	明治22/02/22	告示	9号	今般憲法発布式御挙行ニ付テ盛典ヲ表セラルヘ為メ養老ノ思召ヲ以テ現住者八拾歳以上、九拾歳以上、百歳以上ノ者ヘ金圓下賜ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	83左	欄外:庶。
諸達B	54	53	明治22/02/28	告示	10号	本庁服務時限ノ義来ル三月一日ヨリ定ムノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	84左	欄外:庶。
諸達B	55	54	明治22/03/01	告示	11号	首里当蔵村ノモノ人力車体検査証遺失候旨届出候ニ付見聞ノ者ハ速ニ届出ツヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	85左	別添:左記「人力車体検査証」。欄外:警。
諸達B	56	55	明治22/05/02	告示	17号	那覇泉崎村ノモノ行衛不相分ニ付見聞ノ者速ニ届出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	86左～87右	注記:「人相」「着服」表示。欄外:農。
諸達B	57	56	明治22/05/02	告示	18号	明治廿二年度貢麥石代相場定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	87左	欄外:収。
諸達B	58	57	明治22/05/15	告示	19号	国頭役所名護間切東江村へ移転ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	88左	重複:A62(国頭役所移転)。欄外:庶。
諸達B	59	58	明治22/05/16	告示	20号	沖縄県裁判所名護出張所ヲ同間切大兼久村ニ宮古島出張所ヲ砂川間切西里村ニ置キ開庁スルノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	89左	欄外:裁。
諸達B	60	59	明治22/05/16	告示	21号	明治廿二年五月十二日名護警察署ヲ同間切大兼久村へ移転ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	90左	重複:A408(名護警察署移転)、B429(同前)。欄外:警。
諸達B	61	60	明治22/05/23	告示	22号	新潟県ニ於テ漁業取締規則違犯スル者ハ処分スヘキ旨通知ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	91左、92左、93左～96右	別添:別冊「漁業取締規則」(明治22年5月4日新潟県令甲第48号)全16箇条。欄外:農。
諸達B	62	61	明治22/06/08	告示	23号	自今砂糖樽烙印ヲ廢シ雛形ノ打込印ヲ為サシムノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	96左	別添:左記「打込印」の「雛形」。重複:A336(砂糖樽検印雛形)。欄外:農。
諸達B	63	62	明治22/06/10	告示	24号	本年四月十一日与那国島ヨリ八重山ヘ向テ出帆ノ洋中暴風ノ為メ鳩間村ヨリ九里程ノ沖合ニ於テ本船沈没乗込人ノ内十三名行衛不相分ニ付見聞ノモノハ速ニ届出ヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	97左～101右	注記:「人相」表示。欄外:農。
諸達B	64	63	明治22/06/10	告示	25号	今回地方衛生会開設ニ付職員ヲ以テ組織スノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	101左～102右	注記:令達書の3枚目以降が欠落している。別添:「地方衛生会職員」。欄外:衛。
諸達B	65	64	明治22/06/25	告示	26号	明治廿二年度貢塩石代相場定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	102左	欄外:収。

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	66	65	明治22/08/01	告示	27号	脱清者ニシテ帰県スルモノハ旧藩法ニ拠テ処分シ来リ候処今般特別ノ詮議ヲ以テ不問ニ措クヘキノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	103左	欄外:警。
諸達B	67	66	明治22/08/07	告示	28号	知念間切知名村ノモノ外ニ名行衛不相知ニ付見聞ノモノ届出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	104左～105左	注記:「人相」「着服」表示。欄外:農。
諸達B	68	67	明治22/08/29	告示	29号	明治廿二年度貢棕招縄代納相場定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	106左	欄外:収。
諸達B	69	68	明治22/09/06	告示	30号	兼城間切糸満村ノモノ行衛不相分ニ付見聞ノモノハ届出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	107左～108右	注記:「人相」「着服」表示。欄外:農。
諸達B	70	69	明治22/09/13	告示	31号	明治廿二年度貢米外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	108左～109右	欄外:収。
諸達B	71	70	明治22/09/30	告示	32号	今般臨時授業生養成所ヲ首里当蔵村ニ置クノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	109左	欄外:学。
諸達B	72	71	明治22/10/12	告示	33号	今般明治十八年甲第廿五号布達相廢候処海外旅券下渡ノ義ハ従前ノ通ト心得ヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	110左	関連:明治18年4月布達甲第25号(A被74[海外旅券])、明治22年10月12日県令甲第45号(諸達B31)。欄外:警。
諸達B	73	72	明治22/11/05	告示	34号	島根県ニ於テ漁業取締規則ヲ設ケ令達候旨申来候件	沖縄県知事丸岡莞爾	111左	別添:左記「[島根県]漁業取締規則」(全3箇条)。欄外:農。
諸達B	74	73	明治22/11/25	告示	35号	鹿児島県漁業取締規則相廢シ更ニ令達候旨照会来候ニ付該県下ニ於テ漁業ノモノ心得置クヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	112左～113右	別添:別紙「明治22年11月12日[鹿児島]県令第116号」、「明治22年11月12日[鹿児島]県令第117号」。欄外:農。
諸達B	75	74	明治22/11/29	告示	36号	八重山島ノ内西表島三井物産会社ノ所有船流失ノ義届出候ニ付見聞ノモノハ官衛へ届出ヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	113左	欄外:収。
諸達B	76	75	明治22/12/05	告示	37号	明治廿二年度貢下大豆外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	114左～115右	欄外:収。
諸達B	77	76	明治22/12/07	告示	38号	今般静岡県ニ於テ漁業取締規則設ケ候段通知有之候件	沖縄県知事丸岡莞爾	115左～116右	別添:左記「[静岡県]漁業取締規則」(全3箇条)。欄外:農。
諸達B	78	77	明治22/12/07	告示	39号	本月十六日ヨリ病院内ニ於テ第一回地方衛生会ヲ開クノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	116左	欄外:衛。
諸達B	79	78	明治22/12/19	告示	40号	宮古島保良村ノモノ海辺へ出漁之俥行衛不相分ニ付見聞ノモノハ届出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	117左～118右	注記:「人相」「着衣」表示。欄外:農。
諸達B	80	79	明治22/12/28	告示	41号	来ル明治廿三年一月四日那覇警察署ニ於テ消防組出初式執行ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	118左	欄外:警。

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	81	80	明治22/08/14	達甲	23号	明治廿一年県令甲第三十五号小学校生徒出席旌表規則二抛り製表差出ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	119左、120左～121右	注記：諸達B81の令達書では「明治二十二年本県令甲第三十五号」と表記し、目録でも「明治廿二年甲第三十五号」と表記しているが、明治22年8月19日付正誤（諸達B101）によって諸達B81の文言中「明治二十二年」は「明治二十一年」に訂正されており、正しくは明治21年県令甲第35号であり、明治22年県令甲第35号（諸達B22）とは別の令達である。宛所：役所、管理者、小学校。別添：別紙雛形「小学校生徒出席数調査表」。関連：明治21年9月県令甲第35号「小学校生徒出席旌表規則」（A被120〔小学校生徒出席旌表規則〕、官86〔小学生徒出席旌表規則〕）。欄外：学。
諸達B	82	81	明治22/10/05	達甲	25号	明治廿一年達甲第一号小学校並小学簡易科教則取扱心得改正ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	121左～122右	改正：明治21年1月達甲第1号「小学校並小学簡易科教則取扱心得」第17条大試験採点表の改正。宛所：役所、役場、番所、蔵元、管理者、小学校。別添：「何／高等／尋常／簡易小学校／第何年級生／卒業試験／採点表」（／は改行、編者による。）。欄外：学。
諸達B	83	82	明治22/01/19	諭達	1号	焼酎醸造販売セフトスルモノハ出願免許ヲ受ケ営業致スヘキ心得ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	122左	欄外：収。
諸達B	84	83	明治22/02/16	諭達	2号	本県従来紙ノ産出僅少有之二付製紙場ヲ設ルノ計ヲ以テ栽培繁殖ヲ図ルヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	123左	注記：諸達B100により、諸達B84中の文言「植場」を「植物」に訂正。欄外：農。
諸達B	85	84	明治22/04/19	諭達	3号	虎列刺病ノ恐れ可キハ各自其心得モ有之候へ共時季追々熱暑ニ向ヒ已ニ東京ニ於テ該疫発生ノ萌モ有之哉ニ相聞へ不容易儀ニ付清潔法ヲ設ケ明治十九年中流行ノ悲境ニ接セサル様注意ス可ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	124左	欄外：警。
諸達B	86	85	明治22/08/06	諭達	4号	今般告示第廿七号ヲ以テ従来脱清ノ俣目下滞留ノ者帰県スルトキハ其罪ヲ問ハサル旨ヲ告示ニ付早ク彼等ヲシテ帰県ノ途ニ就カシムル様篤ク注意致スヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	125左	関連：明治22年8月1日告示第27号（諸達B66）。欄外：警。
諸達B	87	86	明治22/10/12	諭達	5号	今般明治十八年甲第廿五号同十九年甲第十五号相廢候処凡海外ニ旅行スル者県治上ノ妨ヲ為ス義有之候テハ不相濟候條心得違無之様可致諭達ノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	126左	関連：明治18年4月布達甲第25号（A被74〔海外旅券〕）、明治19年3月布達甲第15号（A被75〔県治上ニ妨害アル者処分方ノ件〕）、明治11年2月20日外務省第1号布達「海外旅券規則」。重複：A793（海外渡航者ニシテ人ヲ教唆鼓動シ県治上ノ妨害ヲナス等ノ義無之様心得ベキ件）。欄外：警。
諸達B	88	87	明治22/11/06	諭達	6号	明治十六年三月甲第八号ヲ以テ度量衡旧器使用セサルハ勿論万一等閑ニ相心得候テハ不相濟ニ付此涯各自注意スヘシノ件	沖縄県知事丸岡莞爾	127左	関連：明治16年3月29日布達甲第8号「度量衡旧器検査日限延期ノ件」（諸達A7）。欄外：農。
諸達B	89	89	明治23/01/15	学務課報告	第1回	客年七月沖縄県尋常師範学校成規ノ試験ヲ経免許状授与ノ件		128左～129右	別添：「左ノ入名」として、「尋常小学校仮免許教員」11名、「尋常小学校授業生」3名が列記されている。欄外：頭字な

符号	整理番号	索引番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の名称または件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
諸達B	90	90	明治22/06/14	学務課報告	第2回	客年一月沖繩県尋常師範学校成規ノ試験ヲ経免許状授与ノ件		129左～131右	別添:「左ノ人名」として、「小学簡易科教員」6名、「小学校授業生」4名が列記されている。欄外:頭字なし。
諸達B	91	91	明治22/07/01	学務課報告	第3回	明治廿一年度学年間各小学校生徒出席表ノ件		131左～134右	別添:高等小学校、尋常小学校および簡易小学校別の「生徒出席百分数」が表示されている。欄外:頭字なし。
諸達B	92	92	明治22/08/26	学務課報告	第4回	明治廿一年度学年間那覇役所々轄離島小学校生徒出席表ノ件		134左	別添:慶良間島および伊平屋島の尋常小学校4校の「生徒出席百分数」が表示されている。欄外:頭字なし。
諸達B	93	93	明治22/05/17	衛生課報告	第1回	本県病院附属通学医生ヲ募集ス志願ノ者出願スヘシノ件		135左、136左、137左	別添:別紙書式「試験願書式」、「履歴書式」。欄外:衛。
諸達B	94	94	明治22/09/24	衛生課報告	第2回	今般熟達ノ産婆雇入其術ニ従事セシメ候條診察望ノ者ハ左ノ宿所へ申請スヘシノ件		138左	別添:「産婆宿所」、「申請人心得」。欄外:頭字なし。
諸達B	95	95	明治22/10/10	衛生課報告	第3回	本年九月二十四日発行当課第二回報告産婆宿所中那覇ノ部ハ東村三十一番地ト改正ノ件		139左	改正:諸達B94の一部改正。欄外:衛。
諸達B	96	96	明治22/12/02	衛生課報告	第4回	病院並各出張所薬価ノ儀別表ノ通改定ノ件		140左	注記:「別表」は欠落している。欄外:頭字なし。
諸達B	97	97	明治22/10/11	農商課報告	第1回	今般獣医雇入其術ニ従事セシメ候條診察求ム者ハ左記ノ通り心得ヘシノ件		141左	別添:「左記ノ……心得」3項目。欄外:農。
諸達B	98	98	明治22/11/15	農商課報告	第2回	農商務省商務局ニ於テ本邦各種商品見本海外各地ニ輸送希望之者ハ本課へ申出ヘシノ件		142左、143左～147右	別添:別紙「商務局商品見本及試売商品取扱順序」(12項目)(ただし別紙依頼書式は省略。),「在外領事館商品見本及試売商品取扱手続」(10項目),「見本及商品着後支出諸費項目」(6項目)。欄外:頭字なし。
諸達B	99	99	明治22/01/11	正誤		明治廿一年十二月十日発行本課第一回報告薬価表中ニ誤ノ件	沖繩県第二部衛生課	147左	関連:明治21年12月10日衛生課第一回報告の正誤である。欄外:衛。
諸達B	100	100	明治22/02/23	正誤		本年沖繩県諭達第弐号中ニ誤ノ件	沖繩県	148左	関連:明治22年2月16日諭達第2号(諸達B84)の正誤である。欄外:農。
諸達B	101	101	明治22/08/19	正誤		明治廿二年本県達甲第二十三号中ニ誤ノ件	沖繩県庁	149左	関連:明治22年8月14日達甲第23号(諸達B82)の正誤である。欄外:学。

注1:「備考」欄の記載のうち、符号「A」と整理番号は、『沖繩県令達類纂【初版】』(明治39年版)所収の沖繩県令達に、編者が付したものである。

注2:「備考」欄の記載のうち、符号「A廃」又は「A被」と整理番号は、『沖繩県令達類纂【初版】』下巻巻末「附録」掲載の廃止・取消令達または被廃止・取消令達に、編者が付したものである。

注3:「備考」欄の記載のうち、符号「B」と整理番号は、『沖繩県令達類纂【改訂増補版】』(明治44年版)所収の沖繩県令達に、編者が付したものである。

注4:「備考」欄の記載のうち、符号「D」と整理番号は、『沖繩県警察法規類典 全』(国立国会図書館蔵本、昭和10年1月台本発行)所収の沖繩県令達に、編者が付したものである。

注5:「備考」欄の記載のうち、符号「岩村」と整理番号は、国立公文書館所蔵『沖繩県甲乙丙丁号達』(公文別録)編綴の沖繩県令達に、編者が付したものである。

注6:「備考」欄の記載のうち、符号「県庁」と整理番号は、『沖繩県庁よりの諸令達』(竹富町字波照間公民館旧蔵)編綴の沖繩県令達に、編者が付したものである。

注7:「備考」欄の記載のうち、符号「諸達A」と整理番号は、『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』(沖繩県公文書館所蔵複製資料)に編綴された沖繩県令達に、編者が付したものである。

注8:「備考」欄の記載のうち、符号「官」と整理番号は、明治20年1月から明治23年11月までの間に『官報』の「彙報」欄の「官庁事項」中に「府県令」、「県令」または「庁府県令」という見出し項目の下に件名および令達番号が掲載された沖繩県の県令(条文のテキストは掲載されていない。)に、編者が付したものである。

注9:「備考」欄の記載のうち、『令規全集』とは、沖繩県庁編『加除自在現行沖繩県令規全集』(国立国会図書館蔵本、昭和4年8月再版台本発行)を指す。

注10:「備考」欄の記載のうち、『日誌』翻刻版とは、琉球政府編『沖繩県史第11巻 資料編1 上杉県令関係日誌』(琉球政府、1965年)93頁以下に所収の『沖繩県日誌』の翻刻を指す。

【表2】【表1】への補注

符号	整理番号	補注
諸達B	7	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	18	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	20	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	21	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	24	諸達B24は、冒頭の「目録」中の「事件摘要」欄には掲載されていない。欄外左上に「廿四」との手書きによる書き込みがある。
諸達B	25	令達書の欄外左上に「廿四」との手書きによる書き込みがあり、諸達B24の同旨の書き込みと重複している。
諸達B	36	諸達B36は、明治5年布告第28号を「本県ニ於テ明治二十三年一月一日ヨリ実施ス」と定めている。
諸達B	37	諸達B37は制定文で「明治二十二年一月一日ヨリ施行ス」と定めているが、正しくは「明治二十三年一月一日」であると考えられる。
諸達B	39	明治18年太政官布告第2号第5条は、「治安裁判所ニ於テ為シタル軽罪ノ裁判言渡ニ対スル控訴ハ管轄軽罪裁判所ニ之ヲ為スヘシ其控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ治罪法中軽罪ノ控訴ニ付定メタル規則ニ從ヒ之ヲ裁判スヘシ」(『法令全書』明治18年布告の部2頁)と定めていた。
諸達B	46	「目録」中の「事件摘要」欄では「條築費」と記載しているが、告示本文では「修築費」と記載している。
諸達B	55	令達書の右下に「波照間村」の墨書がある。
諸達B	57	令達書の左上に索引番号が「五十七」と手書きで書き込まれている。
諸達B	60	令達書の右下に「波照間村」の墨書がある。
諸達B	61	令達書1枚目の右下に「波照間」の墨書がある。令達書1枚目が2枚重複して綴られており、それぞれの左上に索引番号「六十」が、令達書2枚目(別冊の1枚目)の左上に索引番号「六十一」が手書きで書き込まれているが、後者は誤記載である。この誤記載によって、諸達B62およびB63については、「目録」の索引番号の記載と令達書自体の索引番号の記載とにずれが生じている。101枚目右には、別冊「漁業取締規則」の第11条但書のみが記載されている。
諸達B	62	令達書の左上に手書きで書き込まれている索引番号が「六十二」の「二」が「一」に訂正されている。
諸達B	63	令達書1枚目の左上に索引番号が「六十三」と手書きで書き込まれている。
諸達B	64	令達書1枚目の左上に索引番号が「六十三」と手書きで書き込まれている。
諸達B	65	令達書左上の索引番号「六十五」の書き込みのうち、「五」が「四」に訂正されている。
諸達B	66	令達書左上の索引番号「六十六」の書き込みのうち、「六」が「五」に訂正されている。
諸達B	67	令達書1枚目の左上に索引番号が「六十六」と手書きで書き込まれている。
諸達B	70	米の外は、粟、粟粃、黍、黍粃の4品の石代相場である。
諸達B	72	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。令達書の左上に索引番号が「七十二」と手書きで書き込まれている。
諸達B	73	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	75	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	76	下大豆(普通値段、安値段の2種)の外に、白大豆、白蔕豆、本大豆、小豆の4品の石代相場である。
諸達B	79	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	80	令達書の右下に「波照間」の墨書がある。
諸達B	82	令達書左上に索引番号が「八十二」と手書きで書き込まれている。
諸達B	89	令達書には諸達B89の発行年月日が「明治廿三年一月十五日」と記載されている。「目録」の索引番号は「八十九」と記載されているが、令達書1枚目の左上には索引番号が「八十八」と手書きで書き込まれている(なお、「目録」の索引番号には「八十八」は欠落している。)
諸達B	90	「目録」の索引番号は「九十」と表示されている。令達書1枚目左上の索引番号は「八十九」と書き込まれている。
諸達B	91	令達書1枚目の左上に索引番号が「九十」と手書きで書き込まれている。
諸達B	92	令達書の左上に索引番号が「九十一」と手書きで書き込まれている。
諸達B	93	令達書1枚目の左上に索引番号が「九十二」と手書きで書き込まれている。
諸達B	94	令達書の左上に索引番号が「九十三」と手書きで書き込まれている。
諸達B	95	令達書の左上に索引番号が「九十四」と手書きで書き込まれている。

符号	整理 番号	補注
諸達B	96	令達書の左上に索引番号が「九十五」と手書きで書きこまれている。
諸達B	97	令達書の左上に索引番号が「九十六」と手書きで書きこまれている。
諸達B	98	令達書1枚目の左上に索引番号が「九十七」と手書きで書きこまれている。
諸達B	99	令達書に索引番号は書き込まれていない。
諸達B	100	令達書に索引番号は書き込まれていない。
諸達B	101	令達書に索引番号は書き込まれていない。

【表3】編綴された沖縄県令達の令達類型別・所管部課別件数

所管部課	県令甲	告示	達甲	諭達	学務課 報告	衛生課 報告	農商課 報告	正誤	部課別合 計
第一部庶務課	5	5							10件
第一部裁判課	2	1							3件
第一部農商課	3	13		2			1(1)	1	20件(1件)
第二部学務課	12	1	2		(4)			1	16件(4件)
第二部衛生課	6	2				2(2)		1	11件(2件)
収 税 部	2	6		1					9件
警 察 本 部	14	8		3					25件
令達類型別 合計	44件	36件	2件	6件	(4件)	2件(2件)	1件(1件)	3件	94件(7件)

注:()内は頭字の表示のない令達の件数を示し、外数である。

【表4】明治22年制定・発令の沖縄県令達(本資料以外で残存確認できるもの)

整理番号	制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達・令規の名称・件名	令達の符号・整理番号 (名称または件名)または出典
1	明治22/03/05	告示	14号	諸鑑札紛失者届出方	A534、B559(諸鑑札紛失届)、D51(諸鑑札紛失届ノ件)、令規全集第十三類5頁(諸鑑札紛失届ノ件)
2	明治22/02/12	達甲	6号	社寺役俸石代相場ニ依リ支給方	A786
3	明治22/02/12	達甲	7号	神官僧侶ノロクモイ役俸石代相場ニ依リ支給方ノ件	A787
4	明治22/06/05	達甲	18号	西洋形船長運転手以下現員ノ報告	A377
5	明治22/06/14	達甲	19号	内法ニ抛ル科料及過金酌量軽減ニ関スル件	A143
6	明治22/07/17	達甲	22号	小学校長教員及授業生任用手續	那覇市歴史博物館所蔵「横内家文書」(入力順4886)、『横内家文書教育関係資料1』所収(文書番号①-2)
7	明治22/11/26	達甲	28号	鉢山試掘借区願等ニ連印ヲ拒ム地主ノ取扱方	A314
8	明治22/06/24	達乙	89号	遍参費及説教費金出納書式	A168
9	明治22/05/13	達丙	16号	雇員俸給支給規則改正	A686
10	明治22/05/13	達丙	17号	小者傭給料支給規則改正	A687
11	明治22/07/12	達丙	22号	官報附録公報事項	A30、B27(官報附録公報事項)
12	明治22/08/14	達丙	23号	人民召喚方	A38、B31(役場番所蔵元吏員並ニ人民召喚手續)、令規全集第一類42頁(役場等ノ吏員並ニ人民召喚ノ件)
13	明治22/11/08	達丁	20号	渡清者金禄下渡方	A777
14	明治22/04/17	達巳	14号	巡查着服期限	A428、B447(巡查著服期限)
15	明治22/06/13	達巳	18号	変死及火災検視規則	A434、B453(変死及火災検視規則)、D170(変死及火災検視規則)、令規全集第十三類113頁(変死及火災検視規則)
16	明治22/03/01	訓令	1号	内法執行ニ関シ酌量スベキ件	A142
17	明治22/03/09	訓令	2号	迷児取扱及ヒ費用支弁方	A665、B689(迷児取扱及費用支弁)、令規全集第五類4頁(迷児取扱方及費用支弁ノ件)
18	明治22/09/25	訓令	7号	仮開業医師免許ニ関スル内規	A607、B628(仮開業医師免許ニ関スル内規)
19	明治22/01/26	訓示	1号	十六年甲第四十七号布達(津口手形ノ件)違犯者処分方	A313

注:符号A:『沖縄県令達類纂[初版]』(明治39年発行)、符号B:『沖縄県令達類纂[改訂増補版]』(明治44年発行)、符号D:『沖縄県警察法規類典 全』(昭和10年台本発行、国立国会図書館所蔵本)、令規全集:『加除自在現行沖縄県令規全集』(昭和4年再版台本発行、国立国会図書館所蔵本)。

『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』
編綴沖繩県令達一覽

2020年3月25日印刷

2020年3月30日発行

編集・発行 愛知教育大学 名誉教授 青嶋 敏

愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1番地

印刷 ブラザー印刷株式会社

愛知県岡崎市柱町字福部池1-200